

## 柴田町生涯学習団体・人材バンク設置要綱

(平成23年2月9日教委告示第2号)

### (設置)

第1条 町民の多様な学習活動や社会参加活動を支援及び奨励するため、その支援を行える団体及び人材（以下「団体・人材」という。）に関する情報を提供し、もって生涯学習の振興を図るため、柴田町生涯学習団体・人材バンク（以下「団体・人材バンク」を設置する。

### (事業)

第2条 団体・人材バンクは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 団体・人材の登録、変更及び取消しに関すること。
- (2) 団体・人材に係る情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 団体・人材の発掘に関すること。
- (4) その他団体・人材バンクに関し必要なこと。

### (登録できる分野等)

第3条 団体・人材バンクに登録することができる分野は、生涯学習に関するあらゆる分野とする。

- 2 団体・人材バンクに登録できる対象は、生涯学習についての理解とボランティアへの熱意を持ち、知識、技能及び経験を地域社会に積極的に役立てようとする意欲のある団体又は個人（以下「登録対象者」という。）とする。
- 3 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする場合は、団体・人材バンクに登録することはできない。

### (登録の方法)

第4条 団体・人材バンクに登録しようとする登録対象者は、柴田町生涯学習団体・人材バンク登録申請書兼承諾書（様式第1号）を、柴田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは団体・人材バンクに登録するものとする。
- 3 教育委員会は、団体・人材バンクに登録することが適当と認める登録対象者があるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ当該登録対象者の同意を得て、団体・人材バンクに登録することができる。

### (登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録日の属する年度の末日とする。ただし、登録された団体・個人（以下「登録者」という。）から取消しの申出がないときは、1年ごとに自動更新するものとする。

### (登録の変更)

第6条 登録者は、その登録した内容に変更が生じたときは、速やかに、教育委員会に報告しなければならない。

### (登録の取消し)

第7条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、団体・人材バンクの登録を取り消すものとする。

- (1) 申請の内容に虚偽があったとき。

- (2) 登録者から取消しの申出があったとき。
  - (3) 登録者が団体・人材バンクを利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。
  - (4) 登録者が社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
  - (5) その他教育委員会が登録者として、ふさわしくない行為があったと認めたとき。
- (団体・人材バンクの公表等)

第8条 教育委員会は、登録者に係る次の情報を公表するものとする。

- (1) 氏名、団体名及び団体代表者名
  - (2) 活動（支援）内容
  - (3) 活動（支援）対象者
  - (4) 活動（支援可能）時間及び曜日
  - (5) 報酬等の希望条件
- (団体・人材バンクの利用)

第9条 団体・人材バンクを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、町内に在住、在勤若しくは在学の個人、町内に活動拠点を有する団体等又は町内に存する学校とする。

- 2 登録者は利用者の要請に応じて、講義、実技指導、活動の支援等を行う。
- 3 登録者の利用に関する謝礼、交通費、材料費等の諸費用は利用者の実費負担とする。
- 4 政治、宗教及び営利活動を目的とする場合及び教育委員会が利用にふさわしくないと判断する場合は、団体・人材バンクを利用することができない。

(団体・人材バンクの利用手続)

第10条 団体・人材バンクの利用手続は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、町ホームページ又は生涯学習施設に備えてある団体・人材バンク一覧から、必要とする団体・人材を選択し、電話又は柴田町生涯学習団体・人材バンク利用申請書（様式第2号）の提出により教育委員会生涯学習課又は生涯学習施設に申請する。
- (2) 前項に規定する申請を受けた教育委員会生涯学習課又は生涯学習施設は、申請のあった登録者の連絡先を利用者に紹介する。
- (3) 利用者は、紹介を受けた登録者に対して直接連絡をとり、日程等の調整を行うものとする。

(事故)

第11条 事業実施に伴い発生した事故及び損害については、教育委員会は責任を負わないものとする。

(所管)

第12条 団体・人材バンクは、教育委員会生涯学習課が所管する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、団体・人材バンクに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。